

# 鳥取縣公報

## 規則

### ◇鳥取縣規則第十四号

次に掲げる規則は廃止する。

昭和二十六年三月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

#### 一、廣告物取締法施行規則

(明治四十四年七月鳥取縣令第二十号)

#### 一、袋川筋ニ於テ稗筏三連以上併列シテ繋留スルヲ禁スル件

(明治二十年五月鳥取縣令第六十二号)

#### 一、境港繋船岸壁物揚場埋立地使用出願手續

(昭和七年三月鳥取縣令第十一号)

#### 一、境港並米子港物揚場使用規則

(昭和二年十二月鳥取縣令第七十四号)

昭和二十六年三月二十日 火曜日  
第二千九百九十三号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

## 訓令

### ◇鳥取縣訓令第六号

次に掲げる訓令は廃止する。

昭和二十六年三月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

#### 一、土木事務監察規程

(昭和七年九月鳥取縣訓令甲第十七号)

#### 一、土木費總計表水害表等表式

(明治三十五年四月鳥取縣訓令第二十九号)

#### 一、道路管理者ノ通行禁止制限又ハ占用許可承認ノ場合 処理方

(大正十年六月鳥取縣訓令第二十二号)

00376

- 一、道路掃除施行方(明治十三年八月甲第四百四十五号)
- 二、国縣道ニ於ケル積雪排除方  
(明治三十九年二月訓令第四号)
- 一、道路掃除所屬区域(明治十八年四月甲第三十五号)
- 一、官有堤塘道路並木敷ノ使用ハ費用ヲ負担スル市町村ニ於テ処分ノ件(明治二十四年六月訓令第一百一号)
- 一、水害予防ニ関スル施設標準  
(大正六年十月鳥取縣訓令第三十八号)
- 一、伯耆国境ヲ開港ノ件  
(明治三十二年七月鳥取縣訓令第八十一号)
- 一、燈台浮標其他航海碇泊ニ關係アル海岸建設増改等アル場合報告方(明治三十年一月鳥取縣訓令第二号)

告示

◆鳥取縣告示第百二十五号  
食品衛生法施行規則(昭和二十三年七月厚生省令第二十三号)第十八條の規定により食品衛生監視員の証を次のように交付並びに返納した。

昭和二十六年三月二十日		鳥取縣知事 西 尾 愛 治	
勤務場所	職名	氏名	番号
鳥取縣	鳥取縣技術吏員 技師	米谷 進	五
倉吉保健所	倉吉保健所	新 正博	一六
米子保健所	米子保健所	加納福由	二〇
吉良清司	吉良清司	金田正夫	二一
柘植 茂	柘植 茂	吉良清司	二二
茅原好秀	茅原好秀	米谷 進	二五
新 正博	新 正博	新 正博	一六
加納福由	加納福由	加納福由	二〇
金田正夫	金田正夫	金田正夫	二一
吉良清司	吉良清司	吉良清司	二二
柘植 茂	柘植 茂	柘植 茂	三五
茅原好秀	茅原好秀	茅原好秀	四五
倉吉保健所	倉吉保健所	倉吉保健所	四五

交付年月日 返納年月日  
昭和二十六年二月一日返納  
昭和二十六年二月一日交付

00377

◆鳥取縣告示第百二十六号  
一、大正十五年二月鳥取縣告示第三十八号土木建築設計圖案調製委託手續は廢止する。  
昭和二十六年三月二十日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣告示第百二十七号  
兒童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十五條第二項による兒童福祉施設として次のように認可した。  
昭和二十六年三月二十日

検査を行う牛の範圍  
搾乳の用に供し又は供する目的で飼育されている牛並びにこれらの牛と同一構内に飼育されていて接觸の機會の多いその他の牛  
検査を行う区域、期日及び場所

検査期日	検査場所	検査区域	検査時間	検査場所	検査区域	検査時間	検査場所	検査区域	検査時間
五月一日	東伯郡三徳村	東伯郡三徳村	午前九時開始	家畜市場	由良町大誠村	午前九時	鳥取市美鳥取市	美鳥取市	午前九時
五月八日	三朝村三朝	三朝村	午後一時	由良町大谷	由良町大谷	午後一時	鳥取市美鳥取市	富安	午前九時

◆鳥取縣告示第百二十八号  
家畜傳染病予防法(大正十一年法律第二十九号)の規定により牛の結核病検査を次のように実施する。  
昭和二十六年三月二十日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

施設經營主体	施設の名称	施設の長氏名	施設所在地	定員	認可年月日
船岡村	船岡村立保育園	橋本 孚	八頭郡船岡村大字	八三名	昭和二十五年十二月一日

一六日	一九日	旭村家畜市場	旭村	午前九時	浦安町家畜市場	浦安町	午前九時	鳥取市行徳	鳥取市行徳	午前九時
一七日	二〇日	社村国府	社村	"	八橋町保	八橋町	"	"	"	"
一八日	二二日	小鴨村福守	小鴨村	"	下郷村美好	下郷村	"	氣高郡千代水村	氣高郡千代水村	"
"	"	上小鴨村上古川	上小鴨村	午後一時	"	"	"	"	"	"
一九日	二二日	上井町福庭	上井町長瀬村	午前九時	古布庄村上法万	古布庄村	午前九時	氣高郡逢坂村	逢坂村	午前九時
"	"	西郷村八室	西郷村	午後一時	上郷村山田	上郷村	午後一時	"	"	"
二二日	二四日	上北條村新田	上北條村	午前九時	榮村西高尾	榮村	午前九時	勝谷村	勝谷村	午前九時
"	"	下北條村松神	下北條村	午後一時	"	"	"	"	"	"
二二日	二五日	北谷村福本	北谷村	午後一時	農林省鳥取種畜牧場	同上	午前九時	日置谷村	日置谷村	午前九時
"	"	高城村上福田	高城村	午前九時	鳥取種畜牧場	同上	午後一時	美穂村	美穂村	"
二三日	二六日	舍人村宮内	舍人村	"	赤碓町家畜市場	赤碓町成美村	午前九時	八頭郡若櫻町	八頭郡若櫻町	"
"	"	花見村長和田	花見村	午後一時	安田村	安田村	午後一時	"	"	"

二八日	三二日	西伯郡彦名村	彦名村	午前九時	米子市皆生	米子市皆生	午前九時	智頭町	智頭町	"
"	"	崎津村	崎津村	午後一時	西伯郡日吉津村	日吉津村	午後三時	"	"	"
二九日	六月一日	中浜村内浜	中浜村内浜	午前九時	淀江町	淀江町	午前九時	国英村	国英村	"
"	"	外浜	外浜、大篠津村、余子村	午後一時	宇田川村	宇田川村	午後一時	"	"	"
三〇日	二日	外江町	外江町	午前九時	高麗村	高麗村	午前九時	"	"	"
"	"	上道村	上道村	午後一時	"	"	"	"	"	"
三二日	三日	和田村	和田村	午前九時	所子村	所子村	"	"	"	"
"	"	富益村	富益村	午後一時	"	"	"	"	"	"
"	"	夜見村	夜見村	午後三時	"	"	"	"	"	"
六月一日	四日	成実村	成実村	午前九時	大山村坊領	大山村	午前九時	"	"	"
"	"	天津村	天津村、大國村、手間村	午後一時	"	"	"	"	"	"
二日	五日	尙徳村	尙徳村	午前九時	庄内村	庄内村	午前九時	"	"	"
"	"	幡郷村	幡郷村	午後一時	御來屋町	御來屋町	午前九時	"	"	"
四日	七日	大高村	大高村	午前九時	逢坂村	逢坂村	午後一時	"	"	"

註一、生後六箇月以内、分娩前一箇月、分娩後十日以内のものを除く。

二、この告示した期日の前六十日以内にツベルクリン  
を応用したものを除く。

◇鳥取縣告示第百二十九号

日野郡大宮村大字印賀遠藤正昭外十四名の者より大宮村  
印賀土地改良区設立の予備審査の申請があり専門技術者  
に調査せしめたところ適当な事業である旨の報告があつ  
た。よつて土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)  
第六條第四項の規定により公告し左の通り関係村役場  
において縦覽に供する。

昭和二十六年三月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、縦覽に供する書類の名称
- (1) 予備審査に関する調査報告書(別紙)
- (2) 土地改良事業計画概要書 (別冊)
- (3) 定款作成の基本となるべき事項(別紙)

二、縦覽の期間

昭和二十六年三月二十日より昭和二十六年四月八日ま  
で二十日間

三、縦覽の場所  
大宮村役場

四、意見の提出につて

若し利害関係人において意見ある場合は縦覽期間満了  
後十日までに書面をもつて知事に提出すること。

教育委員會告示

◇鳥取縣教育委員會告示第五号

左記分教場を昭和二十六年四月一日より設置することを  
認可する。

昭和二十六年三月二十日

鳥取縣教育委員會

記

分教場名	所在地	校区	管理者
東伯郡上中山村 立上中山小学校 関見分教場	東伯郡上中山村大 字羽田井字中山原 一四一九ノ三三	中山原、 荻原、末 廣開拓地	上中山 村長

00381

正 誤

昭和二十六年一月二十三日鳥取縣告示第二十五号中誤植  
があるので次の通り訂正する。

頁 行	誤	正
一 一	釈加平駄道角	釈加平駄道南
三 七	七二六	七二六ノ内
三 八	七二八	七二八ノ内

昭和二十六年一月二十三日鳥取縣告示第二十六号中誤植  
があるので次の通り訂正する。

頁 行	誤	正
四 二	中林直治	尾崎政男
五 二	四二七ノ二	四二七ノ一
五 六	山林	原野
五 七	二五三ノ一同	二五三ノ一山林
五 七	近藤壽一郎	中村久野
五 八	同同同同同	同同同同中村政幸

昭和二十六年一月二十六日鳥取縣告示第三十七号中誤植  
があるので次の通り訂正する。

頁 行	誤	正
四 五	同同小田村	同同小田山本忠壽 外五十名
四 六	二九九ノ七	二九九七ノ一
四 九	一、〇三三ノ一	一、〇二三第一
四 一	九九九	九九九ノ内
四 二	九八九ノ一同	九八九ノ一畑
四 二	一四三二 一四三二	〇二二四 〇二二四
四 二	同同同	同同山郷岡田康治
四 一三	古ソ口	古ソ口
五 一	平家安太郎	平家猶藏
五 二	上田喜太郎	上田武三郎
五 三	同同同同	同八頭池田村
五 四	同同同同	同鳥取東上田武三郎
五 七	〇一二二	〇〇二〇
五 一〇	二八八内一	二八八内一ノ内
五 一〇	坂口兵太郎	熊田隆治

